

自然災害発生時における対応等について

令和8年9月6日



最近、短時間に狭い範囲で非常に激しく雨が降るなどし、道路や住宅の浸水、アンダーパス道路の水没といった被害が発生しています。また、大規模な地震による建物の倒壊、火災、土砂崩れなどの甚大な被害の発生についても警戒が呼び掛けられています。

当教習所では、自然災害の発生に備え、次の基準等により安全対策を図ることとしておりますのでお知らせします。

御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 災害の発生に伴う業務の停止等について

当教習所では、台風や暴風雨、地震などの自然災害の発生により、ご利用者様及び職員の生命・身体に危険が生じる可能性があるとして判断した場合、教習及び講習等の業務を停止することがあります。

この場合、業務の停止、再開の見通し、予約の変更等について、できる限り迅速に連絡することとしておりますが、災害の発生による通信インフラの故障、アクセスの集中による電話・インターネットが繋がりにくくなることなども想定されます。また、危険が差し迫っている場合、職員の安全確保を優先し、個別の連絡を行わず、ご利用者様からのお問い合わせに対応できないこともありますので、ご承知置き願います。

2 災害による予約の変更について

災害の発生により予約していた教習を受けられなかった場合のほか、災害による被害を予防するため、教習所の判断により教習を中止した場合の技能キャンセル料は、無料といたします。

3 当教習所における危険防止のための判断基準について

当教習所では、次の状況となった場合を、教習停止等について検討する規準としております。

【判断基準】

風水害：千葉県全域又は船橋市に「レベル4」以上の危険警報が発令されたとき
地震：船橋市及びその周辺において「震度5強」以上の地震が発生したとき

なお、上記基準に該当する警報が発令されるなどしたが、実際の天候や被害の有無等により、教習所の判断により教習を実施した場合、教習生がご自身の判断により予約していた教習をキャンセルした場合の技能キャンセル料も無料といたします。